

関西エリアにおける再エネ発電設備連系申込み時の提出資料の追加について

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、関西電力送配電株式会社(以下、「関西送配電」といいます。)から2022年9月14日に公表されております「関西エリアにおける再エネ発電設備連系申込み時の提出資料の追加について(要件化)」を踏まえ、「出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書」の提出開始等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 「出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書」の提出について

関西エリア^{※1}においても、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、出力制御に向けた準備が進められており、一部の系統連系に関する申込受付分については、連系開始に合わせて、関西送配電での出力制御に必要な機器設置等の措置が必須となりました。

これに伴い、「出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書^{※2※3}(以下、「仕様確認依頼書」といいます。)」の提出が必須となります。

詳細につきましては、関西送配電のHPにおいてご案内されておりますので、以下リンク先よりご確認ください。

【関西電力送配電株式会社HP 要件化開始のご案内】

<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/requirements.html>

※1: 淡路南部エリア(四国供給エリア)は既に要件化済みとなります。

※2: 提出様式や記載要領は、関西送配電のお知らせをご確認ください。

なお、記載にあたってはPCSメーカーさま等にご相談ください。

※3: 特別高圧66kV以上の発電所は専用回線での出力制御となる為、専用回線出力制御申込書の提出となります。

2 必須となる対象設備

当社が2022年10月3日以降受付を行う系統連系申込のうち、以下に該当するもの。

- ・10kW以上[※]太陽光発電設備の系統連系に関する新增設申込
- ・風力発電設備の系統連系に関する新增設申込

なお、仕様確認依頼書の提出要否については、関西送配電のお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご判断いただきますよう、お願いいたします。

※FIT制度における複数太陽光発電設備設置事業(通称「屋根貸し」)は、1地点が10kW未満であっても出力制御対象となりますので、仕様確認依頼書の提出は必要となります。

3 その他

本資料の提出がない場合、技術検討が保留となり系統連系についての承諾を保留させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

提出の可否や記入内容についてのお問い合わせは、関西送配電へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

<出力制御機能付 PCS の仕様確認依頼書リンク先>

https://www.kansai-td.co.jp/application/excel/pcs_specification.xlsx

以 上